

## 景観形成基準及び届出対象行為の検討

### 1 景観計画区域(市全域)

#### 1) 景観形成基準

現在までは県の景観形成基準をもとに市全域の景観づくりを進めています。運用の中で大きな問題はなく、特に景観づくりに配慮すべき地区は重点地区として位置づけ、独自の基準を上乗せして定めます。

そのため、景観計画区域全域の景観形成基準は広島県景観条例に準拠することとします。ただし、太陽光発電設備等に関する新たな事項については追加することとします。

行為	事項	景観形成基準 (下線ハッチング：市で新たに追加)
共通事項	①基本的遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画に定める「3. 景観形成に関する将来像と方針」の内容に沿ったものとするよう努める。</li> <li>地域の個性および特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図る。</li> <li>周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある行為について、当該行為に係る計画の内容書等を準備するとともに、その周辺地域の状況を、パース、模型、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィック等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証に努める。</li> <li>法令や協定等に基づく景観形成の基準がある場合は、その内容を遵守する。</li> </ul>
	②位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の地域及びその周辺地域にあっては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、行為地の選定に当たって、特に配慮する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 自然公園法等に基づく指定地域 (大久野島周辺、長浜等)</li> <li>(イ) 竹原市を代表する景勝地</li> <li>(ウ) 地域を代表する歴史的建造物等のランドマークのある地域 (町並み保存地区、忠海市街地等)</li> </ul>                     (以下(ア)、(イ)及び(ウ)を総称して「景勝地等」という。)                 </li> <li>行為地が、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とするよう配慮する。</li> <li>行為地が、主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とする。(国道2号、国道185号、国道432号線沿い等)</li> <li>行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。</li> </ul>
	③敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内においては、既存の樹木等を活かしながら、できる限り豊かな緑化に努める。</li> </ul>
	④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とする。</li> <li>屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮する。</li> <li>行為の期間中は敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努める。</li> </ul>

行為	事項	景観形成基準 (下線ハッチング：市で新たに追加)
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する形態とするよう配慮する。</li> <li>周辺に圧迫感を与えない形態とする。</li> </ul>
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する意匠とするよう配慮する。</li> <li>建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。</li> <li>建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置個所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。</li> <li>基調となる色彩は、日本産業規格の色名(JISZ8102)に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。</li> </ul>
	④素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する素材とするよう配慮する。</li> <li>日本瓦や漆喰塗りなど、地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、できる限り外壁等の材質は耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内においては、できる限り電線類を地中化する。ただし、やむを得ない場合にあっては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにする。</li> </ul>
工作物		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、建築物の事項及び基準に準じる。</li> <li>屋外広告物及び太陽光発電設備等は、主要な展望地からの眺望の妨げとならないよう色彩等に配慮する。</li> <li>地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、道路、公園、河川等の公共の用に供する場所から容易に見えない位置に設けるか、生け垣や植栽等によって遮へいするなどの配慮を行う。</li> </ul>
鉱物の掘採又は土石等の採取		<ul style="list-style-type: none"> <li>長大な法面、擁壁等を生じないよう配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) こう配は、できる限り緩やかなものとする。</li> <li>(イ) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。</li> <li>(ウ) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。</li> </ul> </li> <li>跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。</li> <li>前記の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないよう、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。</li> </ul>
土地の区画形状の変更	①変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉱物の掘採又は土石等の採取の基準に準じる。</li> </ul>
	②その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。</li> <li>埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、物品等	①集積等の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な集積又は貯蔵に努め、できる限り主要な展望地から見えないよう配慮する。</li> </ul>
	②遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とする。</li> </ul>
	③その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉱物の掘採又は土石等の採取の基準に準じる。</li> </ul>

## 2) 届出対象行為

景観形成基準と同様に、現在までは県で定めた届出対象行為をもとに必要な行為について届出を行っており、運用の中で大きな問題はありませんでした。

そのため、重点地区を除く地域については、これまで通り大規模な建築行為等の届出により良好な景観づくりを行うこととし、県の届出対象行為に準拠することとします。

行為	届出の対象	適用除外
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	(1) 通常の管理行為又は軽易な行為、非常災害のための応急措置 (2) 国、地方公共団体及び別に定められた公共的団体の行為 (3) 景観指定地域の指定等の際の既着手行為 (4) 文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為 (5) 同法に基づく伝統的建造物群保存地区に関する市町村条例により、許可などを要する行為 (6) 自然公園法の特別保護地区、特別地域の規定により許可を要する行為 (7) 都市計画法の地区計画の規定により届出を要する行為 (8) 広島県立自然公園条例、風致地区における建築等の規制に関する条例により許可を要する行為 (9) 広島県自然環境保全条例、広島県文化財保護条例により許可、届出を要する行為 (10) 広島県自然海浜保全条例により届出を要する行為 (11) 市街地再開発事業 (12) 広島県の海の管理に関する条例により、海域の土地利用等の許可を要する行為
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	・次表の工作物の区分 <sup>※</sup> に従い、次のとおりとする。 a: 高さ5m及び長さ10mを超えるもの b: 高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの c: 高さ20mを超えるもの	
建築物、工作物の外観の変更	・建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ5m及び長さ10mを超えるもの	
土地の区画形質の変更	・区画形質の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・法面又は擁壁が高さ5m及び長さ10mを超えるもの	
屋外における物品の集積、貯蔵	・集積、貯蔵の高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるもの	

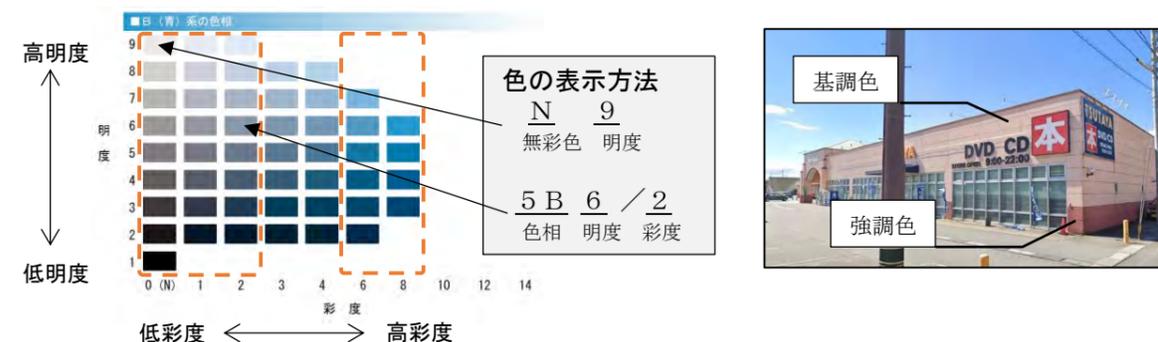
### ※工作物の区分

a	・擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの
b	・広告塔、広告板その他これらに類するもの ・電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの ・太陽発電設備、風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備 ※ただし、太陽発電設備・風力発電設備については、他法令において設置が禁止されている区域・許可が必要な区域が別途指定されている場合がある。
c	・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線（電柱等これらの支持物を含む。）、その他これらに類するもの ・屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの

## 2 重点地区(4地区)

建築物または工作物に係る景観形成基準において、特に景観に配慮すべき地区である重点地区については色彩基準を設定します。色彩基準は、色相（いろあい）、明度（あかるさ）、彩度（あざやかさ）の3つで表記し、色相を持たない白、黒、グレー等はN（無彩色）と表記します。

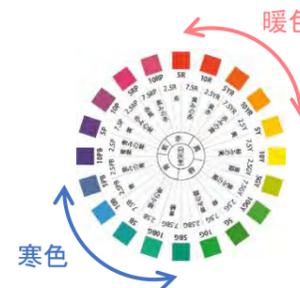
また、周辺の景観との調和を図るため外観における適切な面積配分を設けることとし、外壁各面の1/5以上は基調色、外壁各面の1/5未満は強調色として基準を設定します。



### 【参考】色彩が与えるイメージ

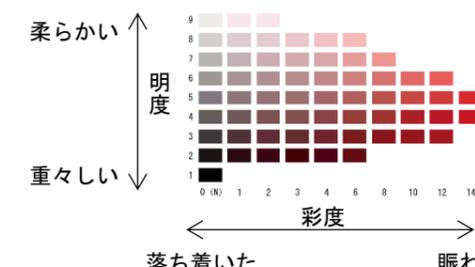
#### <色相>

暖色（赤・黄赤・黄）系統 ⇒ 温かい  
寒色（青緑・青・青紫）系統 ⇒ 冷たい



#### <彩度>

高彩度 ⇒ 賑わい  
低彩度 ⇒ 落ち着いた



#### <明度>

高明度 ⇒ 柔らかい  
低明度 ⇒ 重々しい

### 1 既存建築物の色彩の把握

重点地区内の建築物について、外観の基調色・強調色の色彩に関する現地調査を実施。

調和

### 2 重点地区の景観づくりの方針との整合

重点地区の景観特性からそれぞれの区域で目指す景観づくりの方針を設定している。

整合

### 3 色彩基準の設定

既存建築物の色彩を基本としつつ、周辺の景観との調和や景観づくりの方針との整合に留意して重点地区ごとの色彩基準を設定します。

色彩基準は基調色・強調色ごとに、使用可能な範囲を基準色、使用することが望ましい範囲を推奨色として設定します。ただし、伝統的な町家をイメージする無彩色（N）は基準を設けない。

なお、基準に適合していればどの色彩を使っても問題ないというのではなく、周辺の景観との調和に配慮するものとしします。

1) 竹原駅前周辺地区



**【地区の概要】**  
 竹原駅前周辺地区は「まちなかゾーン」に位置づけられており、まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成を目指しています。  
 特に竹原駅前商店街は、駅前に位置していることや町並み保存地区への主要ルートとなるなど、市の魅力ある景観を形成するにあたり中心的な役割を担っており、竹原駅周辺の賑わいや魅力の創出を図るため、重点地区に指定します。

(1) 重点地区の景観づくり

竹原駅前商店街及び町並み保存地区への主要ルートとなる本川通りを設定。区域幅は沿道に面する1宅地（道路端から約15m）



◇ 心地よさと魅力を感じる駅前ストリートづくり

- ・ 駅前の魅力ある歩行者空間の創出に向けて、建築物等の形態や色彩のルールづくり、植栽の修景、のぼり旗や看板等の屋外広告物のルールづくりを進めます。
- ・ 沿道店舗等において、道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けない、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行います。
- ・ 連続性のある景観を阻害する空き店舗等を把握し、関連計画等と連携を図りながら、再生・除却等の取組を検討します。

(2) 景観形成基準及び届出対象行為の検討

○景観形成基準

竹原駅前周辺地区は、「まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成」を目指しています。そこで、景観計画区域全域における基準をもとに地区の特徴を生かした景観づくりを進めるため、竹原駅周辺の賑わいや魅力創出に資する独自の景観形成基準を上乗せして定めます。

事項	景観形成基準																		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存のノスタルジックな景観を阻害しないよう配慮するとともに、竹原駅前商店街及びその周辺の賑わいや魅力の創出に努める。</li> </ul>																		
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街としての景観に調和する形態とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。</li> <li>・ 周辺に圧迫感を与えない形態とする。</li> <li>・ 建築物の1階店舗部分では、道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けないなど、賑わいを感じられる空間の形成に配慮する。</li> <li>・ 階高やひさしの高さは、周囲のまちなみに合わせ景観の連続性の維持を図る。</li> </ul>																	
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街としての景観に調和する意匠とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。</li> <li>・ 建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。</li> </ul>																	
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する色彩とするよう配慮する</li> <li>・ 特に建築物の低層部については、歩行者の視線を意識し、一体的な景観形成を図るため、統一感のある色彩とするよう配慮する。</li> <li>・ 周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色として示す。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。</td> </tr> <tr> <td>推奨色</td> <td>R, YR, Y系 その他</td> <td>3以上</td> <td>6以下 2以下</td> </tr> <tr> <td>強調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の度合いは1以上10以下とする。                      ※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。</p>			項目	色相	明度	彩度	基調色	基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。			推奨色	R, YR, Y系 その他	3以上	6以下 2以下	強調色	基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。	
項目	色相	明度	彩度																
基調色	基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。																		
	推奨色	R, YR, Y系 その他	3以上	6以下 2以下															
強調色	基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。																		
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩等とするよう配慮する。</li> <li>・ 地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。</li> </ul>																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 快適な歩行者空間を創出するため、民地部分のオープンスペース化が図られるよう、建築物や工作物の配置を工夫する。</li> </ul>																		

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

○届出対象行為

地区内の建築活動の実態を把握し、不適切な建築行為を実施する場合に勧告等の措置をとれるよう、建築行為に対して規模を限定せず届出が必要なものとする。工作物、その他行為については景観計画区域全域の届出対象行為に準拠する。

行為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更	・ <u>規模を限定しない。</u>

※工作物、その他行為については景観計画区域の届出対象行為に準拠すること。

○色彩基準

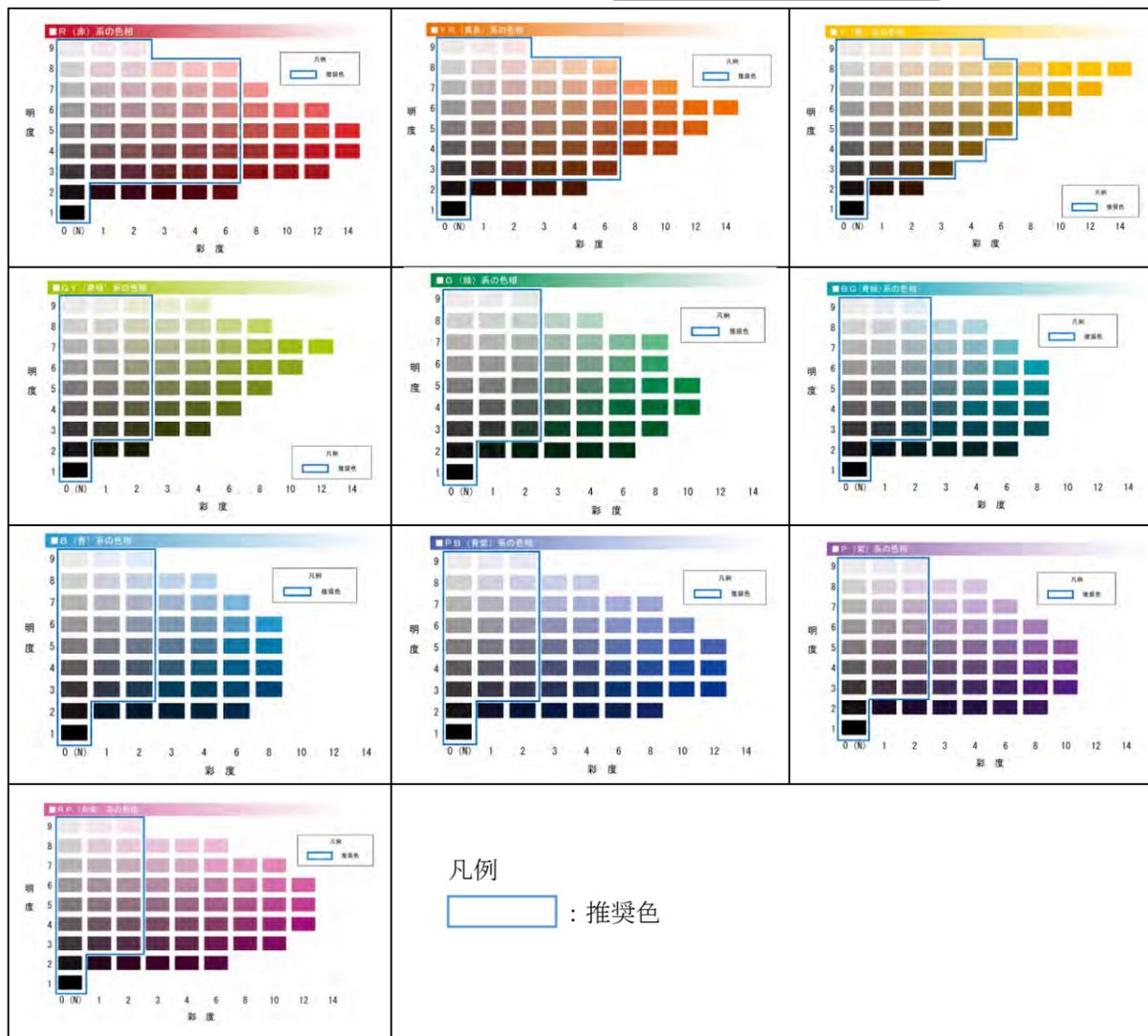
■基調色

<既存建築物の色彩>

既存建築物の基調色は赤・黄赤・黄系統の色相が多くなっており、明度は3~9、彩度は6以下が中心となっている。その他の色相では明度は5~9、彩度は1以下が中心となっている。

<色彩基準の設定>

- ▶ 竹原駅前周辺地区は、地区の賑わいや魅力創出の観点から基準色（使用可能な範囲）を設定しない。ただし、既存のノスタルジックな景観に配慮するため、既存建築物の色彩を基本として推奨色を設定する。
- ▶ 賑わいをイメージできる暖色（赤・黄赤・黄）系統は中彩度の6まで、その他の色相は既存のノスタルジックな景観に配慮するため低彩度の2までを設定する。
- ▶ 重々しい印象は地区のイメージに沿わないため、2以下の低明度の色彩は除外して設定する。



※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N））は明度の基準なしとする。

■強調色

竹原駅前周辺地区は、地区の賑わいや魅力創出の観点から強調色の基準は設定しない。ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は周辺のノスタルジックなまちなみ景観と調和するよう留意する。

【参考】竹原駅前周辺地区 既存建築物の色彩

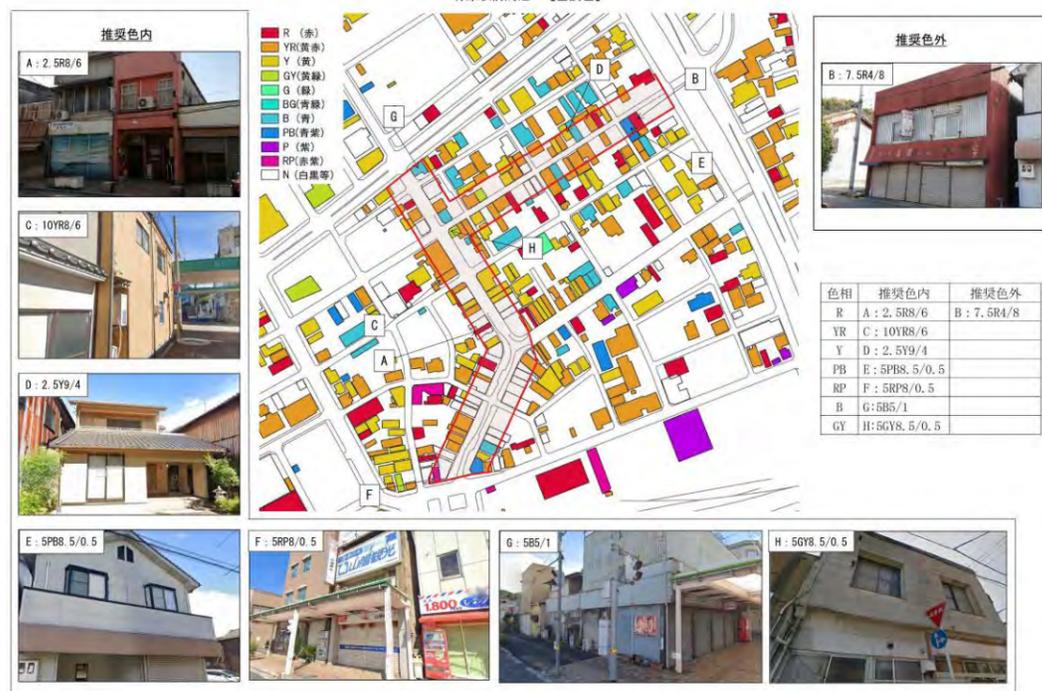
■ 基調色

既存建築物の基調色として使用されている色相は赤・黄赤・黄系統が多くなっており、彩度は6以下が中心となっている。また、明度は3~9が中心となっている。その他の色相では彩度は1以下、明度は5~9が中心となっている。



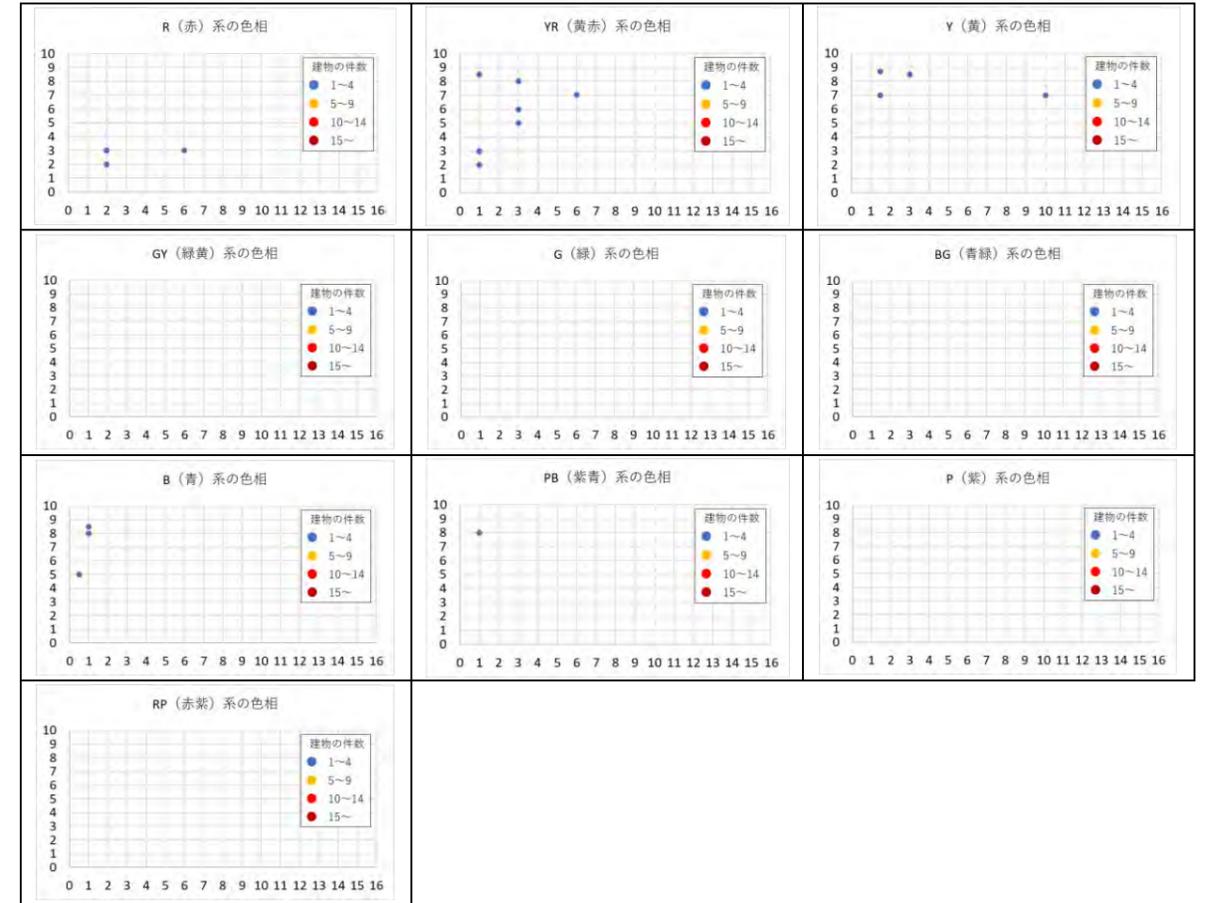
凡例

: 推奨色



■ 強調色

既存建築物の強調色は基調色同様、赤・黄赤・黄系統の色相が多く使われており、彩度は6以下が中心となっている。また、明度については2~9が中心となっている。その他使用されている色相は青及び紫青系の色相となっており、彩度1以下かつ明度5~9となっている。



2) 竹原シンボルロード周辺地区



**【地区の概要】**

竹原シンボルロード周辺地区（国道431号沿道）は「まちなかゾーン」に位置づけられており、シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の利便性を備えた良好な沿道景観の形成を目指しています。

**国道432号は竹原市街地の玄関口及び中心市街地を走る主要道路であり、街路樹を市木である竹とするなど、市のシンボルロードとなっています。**

今後、国道432号の工事等に伴う沿道の景観整備により、さらなるシンボルロード沿道の魅力と活力向上を図るため、重点地区に指定します。

(2) 景観形成基準及び届出対象行為の検討

○景観形成基準

竹原シンボルロード周辺地区は、「シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の利便性を備えた良好な沿道景観の形成」を目指しています。そこで、景観計画区域全域における基準をもとに地区の特徴を生かした景観づくりを進めるため、シンボルロードとして国道432号沿道の魅力と活力向上に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準																	
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンボルロードとしての魅力や活力の向上と西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全の両立に努める。</li> <li>・国道432号から見える建築物の低層部では、竹並木や黒煉瓦等の前面道路の景観に配慮するとともに、快適な歩行者空間の創出に努める。</li> </ul>																	
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた形態とする。</li> <li>・大規模なものとなる場合は、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えないよう配慮する。</li> </ul>																	
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた意匠とする。</li> <li>・建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。</li> <li>・建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</li> </ul>																	
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や竹並木、黒煉瓦等の前面道路の景観に調和する色彩とするよう配慮する。</li> <li>・周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色として示す。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。</td> </tr> <tr> <td>推奨色</td> <td>R, YR, Y系 その他</td> <td>3以上 6以下 2以下</td> </tr> <tr> <td>強調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の度合いは1以上10以下とする。 ※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。</p>				項目	色相	明度	彩度	基調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。			推奨色	R, YR, Y系 その他	3以上 6以下 2以下	強調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。	
項目	色相	明度	彩度																
基調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。																		
	推奨色	R, YR, Y系 その他	3以上 6以下 2以下																
強調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。																		
工作物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物等は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩とするよう配慮するとともに、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、高さ13mを超える部分は建築物の色彩基準に準拠する。</li> <li>・地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。</li> </ul>																	

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

○届出対象行為

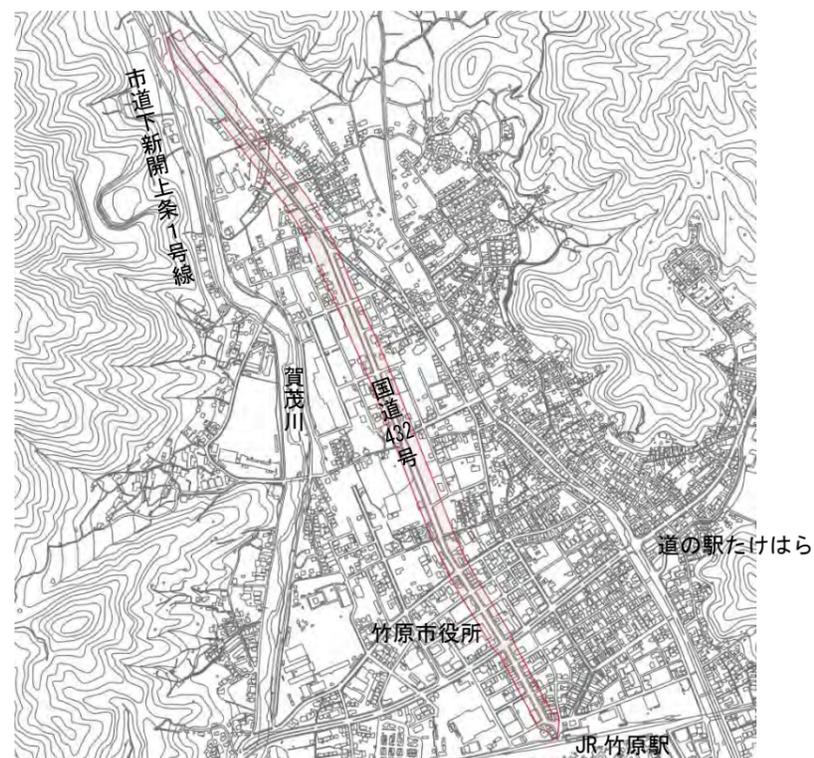
地区内の建築活動の実態を把握し、不適切な建築行為を実施する場合に勧告等の措置をとれるよう、建築行為に対して規模を限定せず届出が必要なものとする。工作物、その他行為については景観計画区域全域の届出対象行為に準拠する。

行為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更	・規模を限定しない。

※工作物、その他行為については景観計画区域の届出対象行為に準拠すること。

(1) 重点地区の景観づくり

JR竹原駅から市道下新開上条1号線との交差点までの国道432号沿道を設定。区域幅は沿道に面する1宅地（道路端から約15m）。



◇ 竹並木と黒煉瓦が織りなすシンボルロードづくり

沿道の竹並木と黒煉瓦による趣のある歩行者空間を維持し、竹原らしいシンボルロードの形成を進めます。

◇ 賑わいと景観が調和した沿道景観づくり

沿道の建築物や広告物等は賑わいを演出しつつ、町並み保存地区からの眺望景観を阻害しない色彩にするなど、景観上の配慮を行います。

町並み保存地区や文化財等への誘導サインは、周辺と調和した統一感のあるデザインとするなど、景観上の配慮を行います。

○色彩基準

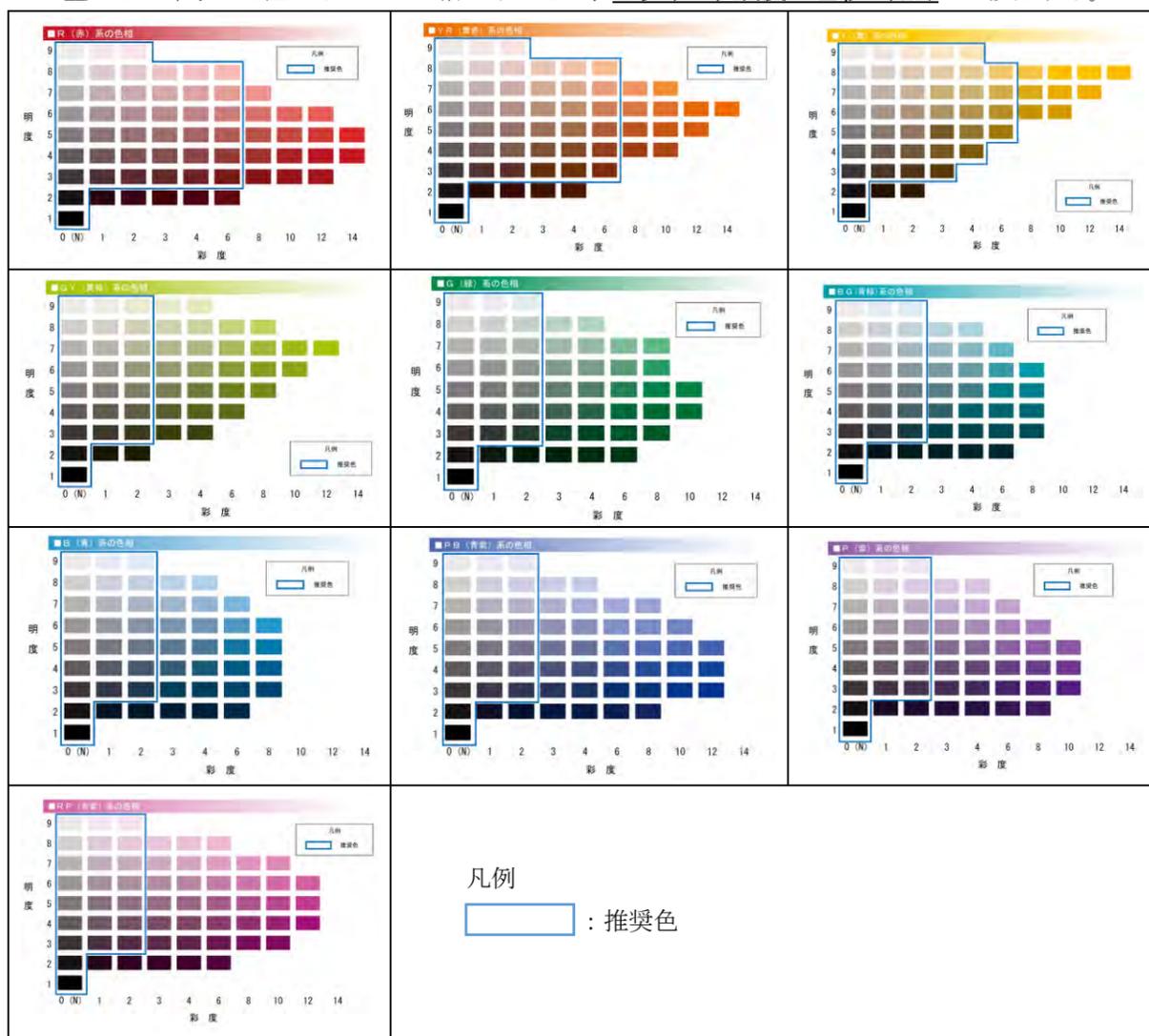
■基調色

＜既存建築物の色彩＞

既存建築物の基調色は赤・黄赤・黄系統の色相が多くなっており、明度は3～9、彩度は6以下が中心となっている。その他の色相では明度は3～9、彩度は2以下が中心となっている。ただし、色相によっては原色に近い彩度の基調色を使用している建築物もある。

＜色彩基準の設定＞

- ▶ 竹原シンボルロード周辺地区は、地区の賑わいや魅力と活力向上の観点から基準色（使用可能な範囲）を設定しない。ただし、周辺景観との調和に配慮するため、既存建築物の色彩を基本として推奨色を設定する。
- ▶ 賑わいをイメージできる暖色（赤・黄赤・黄）系統は中彩度の6まで、その他の色相は町並み保存地区及びその周辺と調和した景観に配慮するため低彩度の2までを設定する。
- ▶ 重々しい印象は地区のイメージに沿わないため、2以下の低明度の色彩は除外して設定する。



※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。

■強調色

竹原シンボルロード周辺地区は、地区の賑わいや魅力と活力向上の観点から強調色の基準は設定しない。ただし、推奨色の基準を超えた色彩を用いる場合は周辺のまちなみと調和するよう留意する。

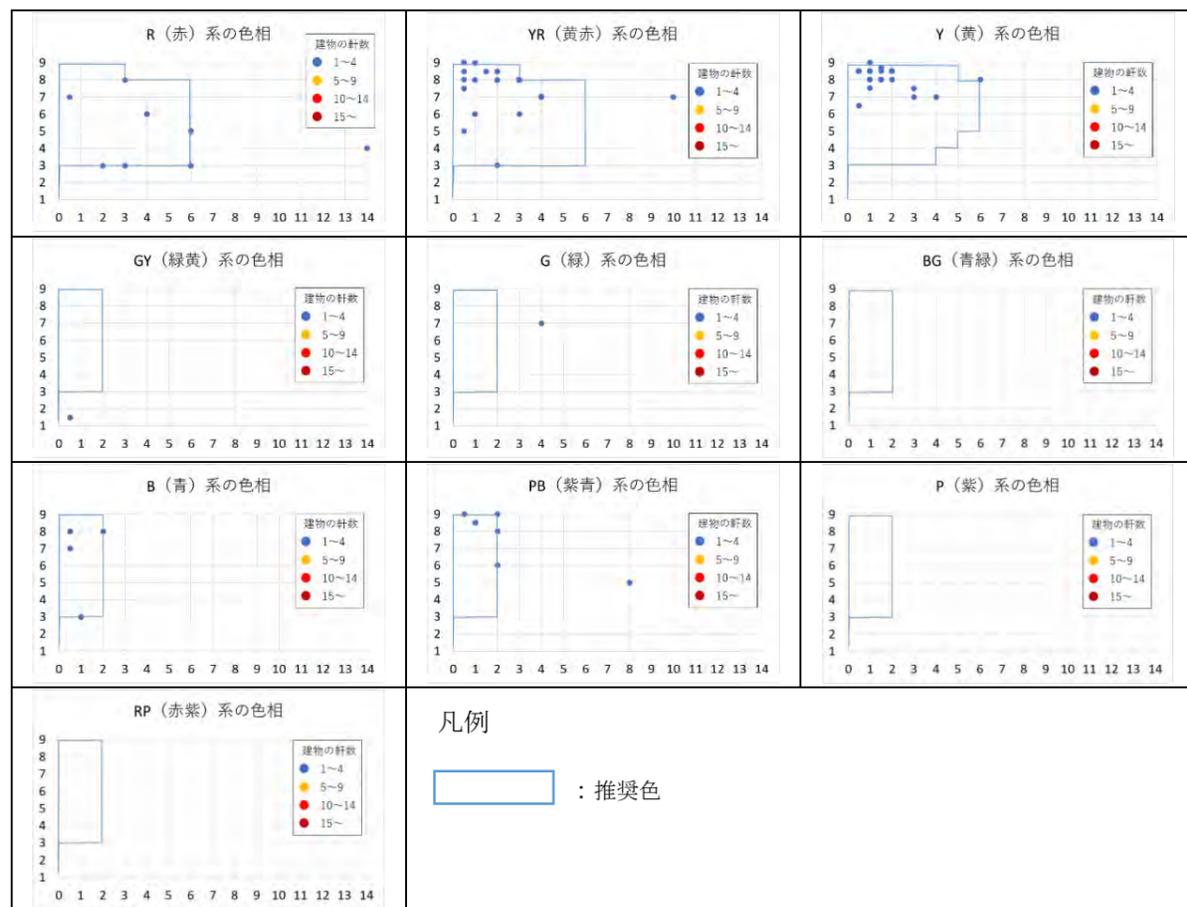
■配慮事項

西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、建築物又は工作物について、高さ13mを超える部分は、町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。

【参考】竹原シンボルロード周辺地区 既存建築物の色彩

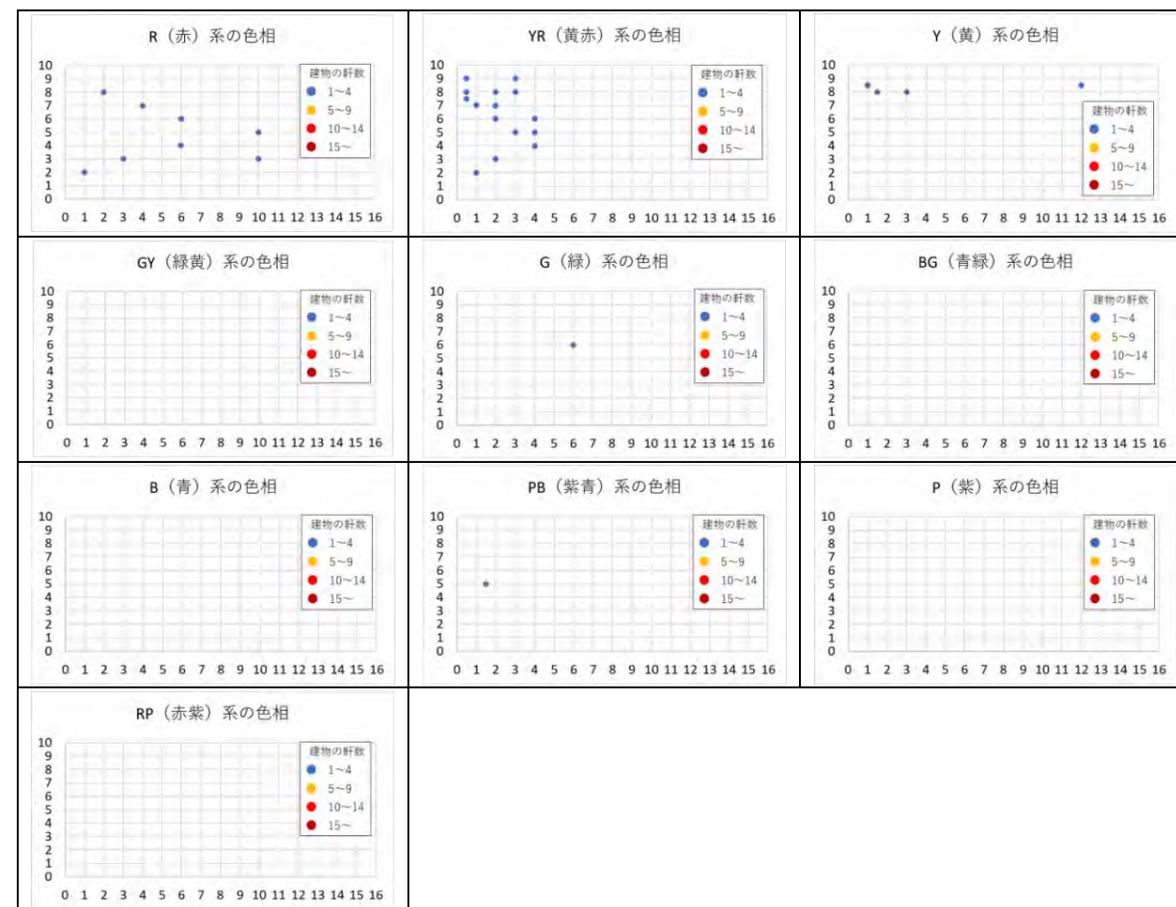
■ 基調色

使用されている色相は赤・黄赤・黄系統が多くなっており、彩度は6以下が中心となっている。また、明度は3～9が中心となっている。その他の色相では彩度は2以下、明度は3～9が中心となっている。ただし、色相によっては原色に近い彩度の基調色を使用している建築物もある。



■ 強調色

既存建築物の強調色は基調色同様、赤・黄赤・黄系統の色相が多く使われており、彩度は6以下が中心となっているが、一部建築物では高彩度の色彩を使用している。明度については2～9が中心となっている。その他使用されている色相は緑及び紫青系の色相となっており、彩度は2～6、明度は5～6となっている。



3) 町並み保存地区周辺地区



**【地区の概要】**

町並み保存地区周辺地区は「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけられており、町並み保存地区（伝統的建造物群保存地区）とその周辺地域の連携した景観の保全を目指しています。

**町並み保存地区は、美しい歴史・文化景観を有するとともに市を代表する観光地となっており、建築物や工作物の外観等に関する規制により伝統的な景観が守られています。**

一方で、その外縁部では規制がなく連続した景観が阻害されるおそれがあります。

そこで、**歴史ある一体的なまちなみの維持を図るため、重点地区に指定します。**

(1) 重点地区の景観づくり

町並み保存地区を基本とし、地区への主要動線や周遊ルート、西方寺普明閣からの眺望、他の景観施策との連携等を踏まえて設定。道路沿道に定める場合は1宅地（道路端から約15m）。



◇ 町並み保存地区と一体となった歴史景観づくり

- 町並み保存地区へと続く街路や沿道建築物など、アイレベルの景観づくりに力を入れ、建築物等の形態や色彩、屋外広告物に関するルールづくりなど、町並み保存地区からの連続性のある景観形成を進めます。
- 西方寺普明閣等の主要な展望地からの眺望景観を阻害する要因となるものを把握し、建替や更新の際等に注意喚起を図るなど、適切な措置を講じます。
- 景観を阻害する空き家等を把握し、関連計画等と連携を図りながら、再生・除却等の取組を検討します。

(2) 景観形成基準及び届出対象行為の検討

○景観形成基準

町並み保存地区周辺地区は、「**町並み保存地区とその周辺地域の連携した景観の保全**」を目指しています。そこで、景観計画区域全域における基準をもとに地区の特徴を生かした景観づくりを進めるため、**歴史・文化景観の保全に資する独自の景観形成基準を上乘せ**して定めます。

事項		景観形成基準																																					
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>町並み保存地区とその周辺地域の景観の保全及び一体的な歴史まちなみ景観の形成に努める。</li> <li>西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全に努める。</li> </ul>																																					
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則木造とする。ただし、規模等によりやむを得ず他の構造とする場合は、周辺の景観と調和するよう工夫する。</li> <li>建築物の高さは原則10m以下とする。</li> <li>屋根は勾配屋根及び瓦屋根とする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和する形態とする。</li> </ul>																																					
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観は和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> <li>建築設備等は、道路から見えない場所に設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。</li> <li>建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</li> </ul>																																					
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する。</li> <li>屋根は、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、彩度0(黒、灰色等の無彩色(N))とするよう配慮する。</li> <li>周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色として示す。また、基準色を超える色彩は禁止色とする。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基調色</td> <td>R, YR, Y系</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推奨色</td> <td>R, YR, Y系</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">強調色</td> <td>R, YR系</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推奨色</td> <td>R, YR, Y系</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の度合いは1以上10以下とする。</p>				項目	色相	明度	彩度	基調色	R, YR, Y系	—	4以下	その他	—	2以下	推奨色	R, YR, Y系	—	2以下	その他	—	1以下	強調色	R, YR系	—	6以下	Y系	—	4以下	その他	—	2以下	推奨色	R, YR, Y系	—	2以下	その他	—
項目	色相	明度	彩度																																				
基調色	R, YR, Y系	—	4以下																																				
	その他	—	2以下																																				
推奨色	R, YR, Y系	—	2以下																																				
	その他	—	1以下																																				
強調色	R, YR系	—	6以下																																				
	Y系	—	4以下																																				
	その他	—	2以下																																				
推奨色	R, YR, Y系	—	2以下																																				
	その他	—	1以下																																				
工作物		<ul style="list-style-type: none"> <li>塀、門、垣等は当該建築物及び周辺の景観と調和するよう配慮する。</li> <li>屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和するよう自然素材の使用や意匠の工夫を行うとともに、色彩については建築物の色彩基準(強調色)に準拠する。また、極度に強い光や点滅を伴うネオンサイン等の使用は避けることとする。</li> <li>地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や西方寺普明閣等の近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止とする。</li> </ul>																																					

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

※伝統的建造物群保存地区においては、竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例の基準による。

○届出対象行為

地区内の建築活動の実態を把握し、**不適切な建築行為を実施する場合に勧告等の措置**をとれるよう、**建築行為に対して規模を限定せず届出が必要**なものとする。工作物、その他行為については景観計画区域全域の届出対象行為に準拠する。

行為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更	・ <b>規模を限定しない。</b>

※工作物、その他行為については景観計画区域の届出対象行為に準拠すること。

○色彩基準

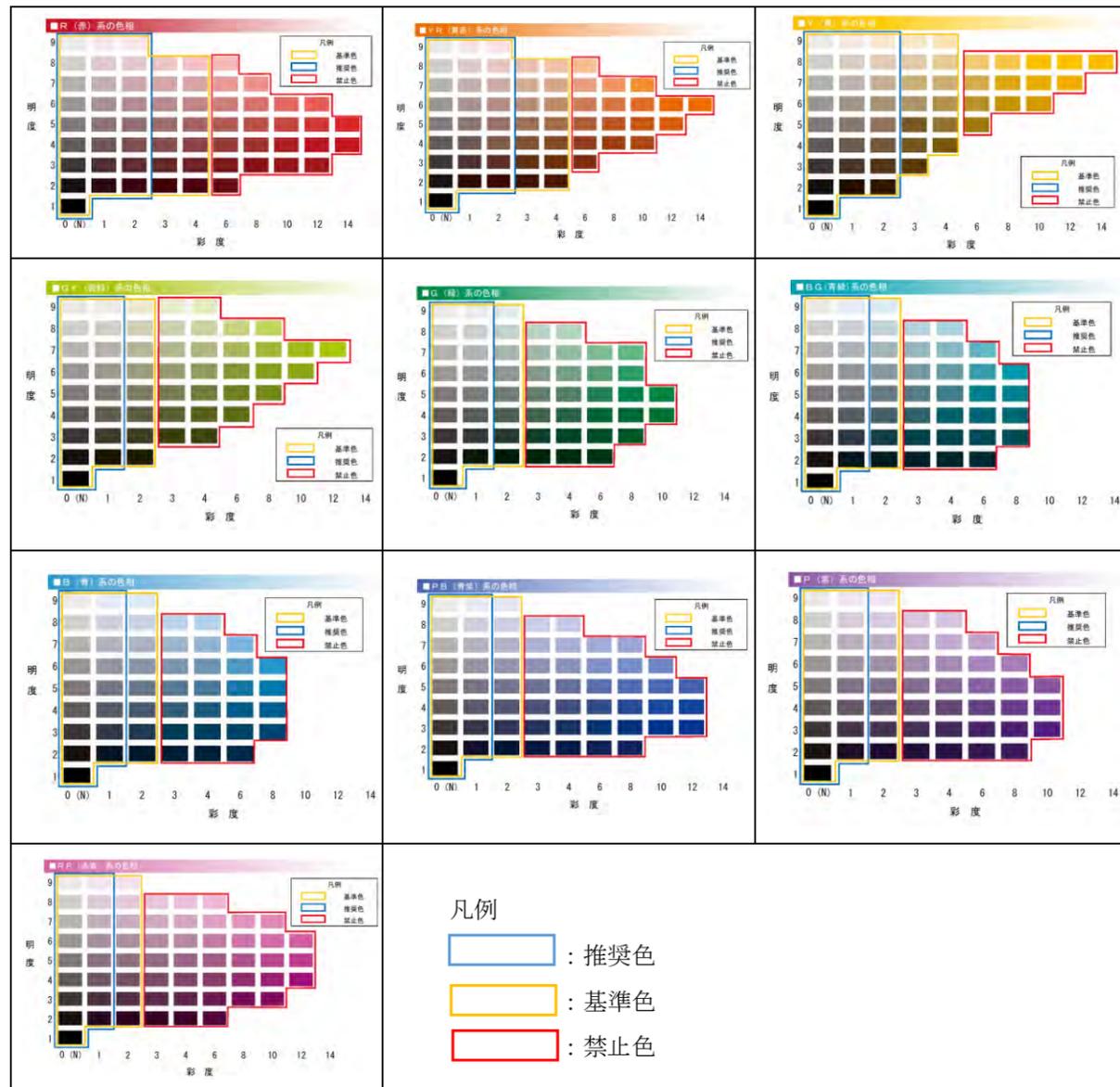
■基調色

＜既存建築物の色彩＞

既存建築物の基調色は赤・黄赤・黄系統の色相が特に多く、明度は2～9、彩度は4以下が中心となっている。その他の色相では緑黄・青・紫青系統が多く、明度は3～9、彩度は2以下が中心となっている。また、伝統的な町家等は無彩色(N)となっている。

＜色彩基準の設定＞

- ▶ 町並み保存地区周辺地区は、無彩色(N)及び低彩度の色彩により美しい歴史・文化景観を形成している。引き続き、これらの歴史ある景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として赤・黄赤・黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色(使用可能な範囲)として設定する。また、基準色を超える色彩は禁止色として設定する。
- ▶ 明度は、地区の重厚なイメージに合った色彩を使用できるよう基準を設定しない。
- ▶ 重要伝統的建造物群保存地区では、建築物の外壁の修景基準として無彩色(N)を設定している。本地区は重要伝統的建造物群保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度(赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下)を設定する。



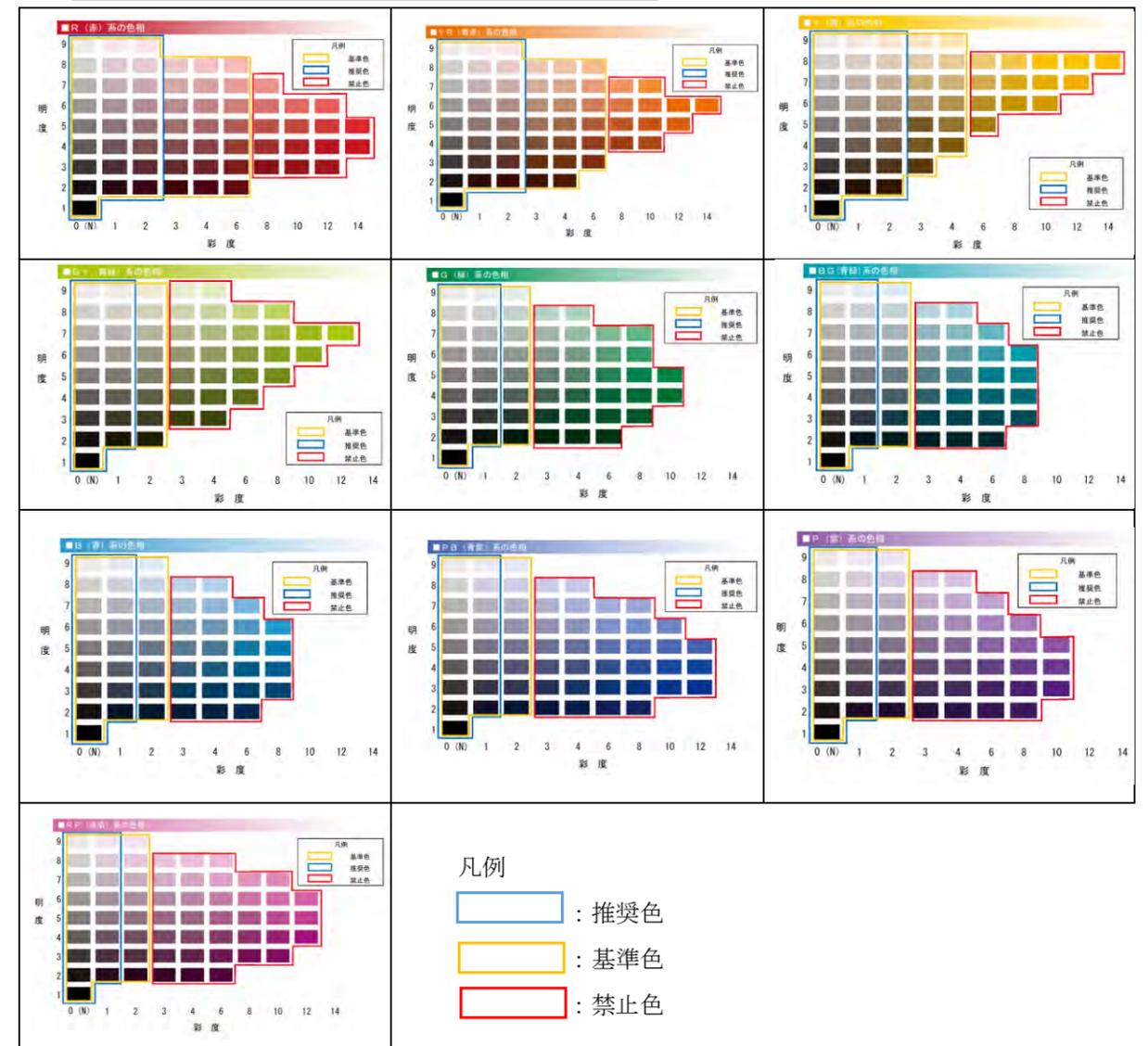
■強調色

＜既存建築物の色彩＞

既存建築物の強調色は基調色同様、赤・黄赤・黄系統の色相が特に多く使われており、明度は2～9、彩度は6以下が中心となっている。その他の色相では青及び紫青系統が多く、明度は3～9、彩度は2以下が中心となっている。

＜色彩基準の設定＞

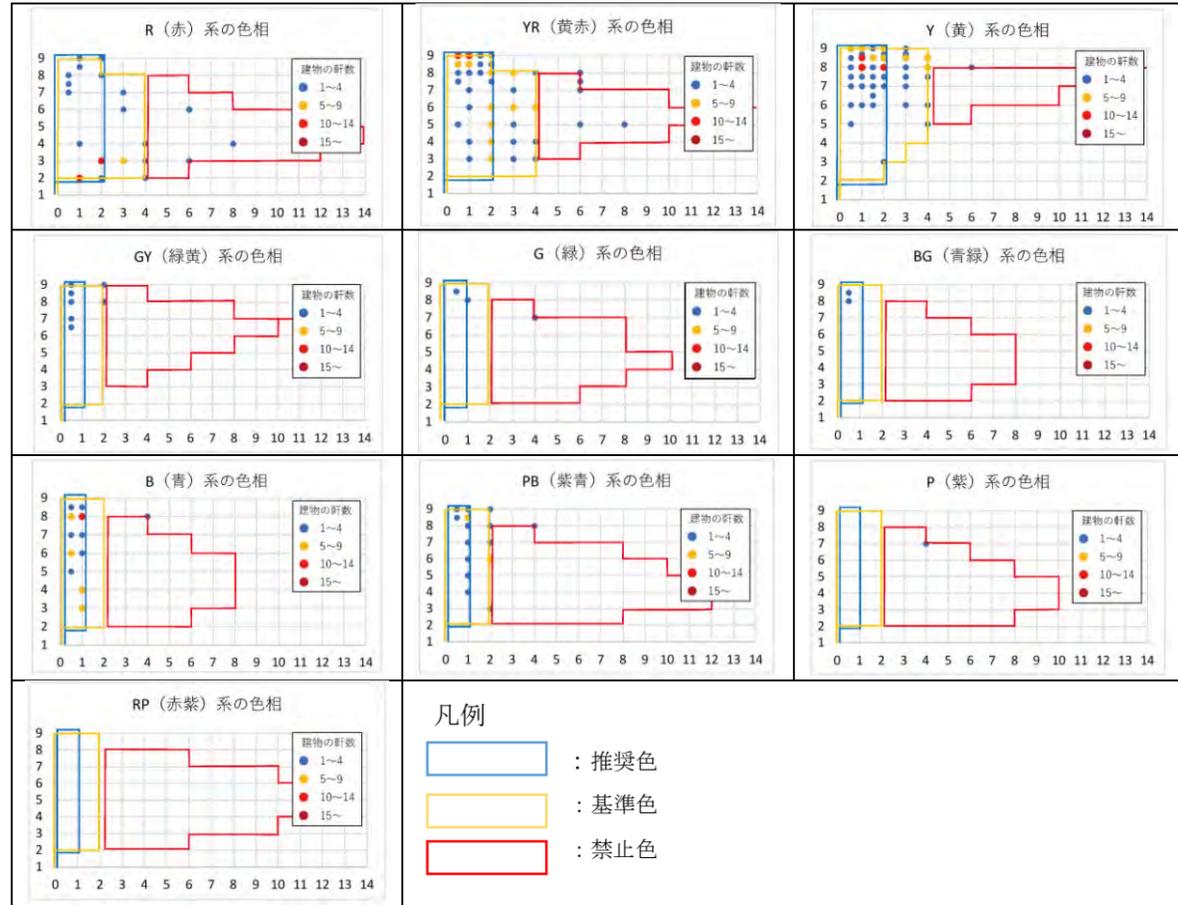
- ▶ 強調色は外壁の一部にとどまるとともに、建築物にメリハリをもたせる効果があり、既存建築物等に多く使われている色彩を基本として赤・黄赤系統は彩度6以下、黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色として設定する。また、基準色を超える色彩は禁止色として設定する。
- ▶ 明度は、地区の重厚なイメージに合った色彩を使用できるよう基準を設定しないこととする。
- ▶ 重要伝統的建造物群保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、基調色同様、推奨色として低彩度(赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下)を設定する。



【参考】町並み保存地区周辺地区 既存建築物の色彩

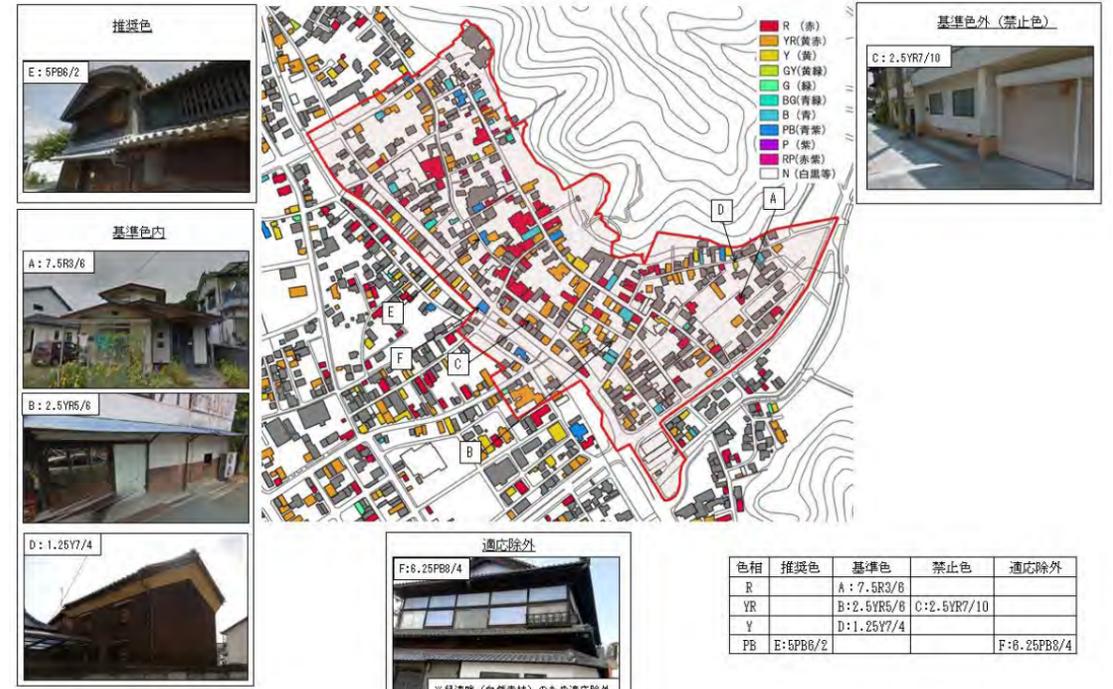
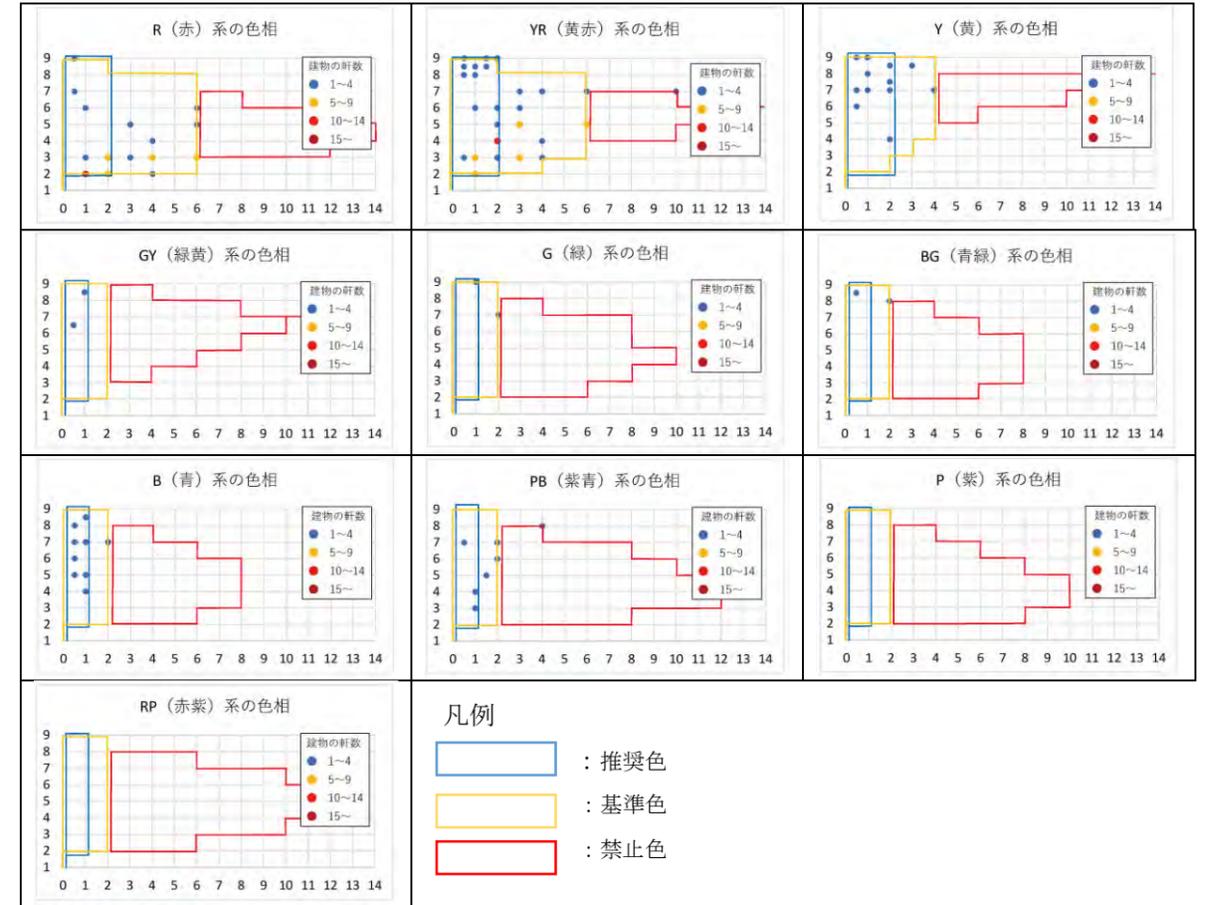
■基調色

既存建築物の基調色として使用されている色相は赤・黄赤・黄系統が特に多くなっており、彩度は4以下、明度は2~9が中心となっている。その他の色相では緑黄・青・紫青系統が多く、彩度は2以下、明度は3~9が中心となっている。歴史的建造物や伝統的な町家は無彩色(N)となっている。



■強調色

既存建築物の強調色は基調色同様、赤・黄赤・黄系統の色相が特に多く使われており、彩度は6以下、明度については2~9が中心となっている。その他使用されている色相は青及び紫青系の色相が多くなっており、彩度は2以下、明度は3~9が中心となっている。



4) 忠海市街地周辺地区



**【地区の概要】**

忠海市街地周辺地区は「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけられており、歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成を目指しています。

本地区の旧市街地には古い町家や神社仏閣などの歴史的な資源が多く点在しており、歴史あるまちなみと人々の暮らしや文化が融合する景観を形成しています。また、本地区は JR 忠海駅を出て来訪者が最初に目にする地区でもあります。

そこで、生活と伝統が融合した景観の保全と地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出を図るため、重点地区に指定します。

(1) 重点地区の景観づくり

地区内の主要道路（県道 59 号線）及び旧市街地を設定。区域幅は沿道に面する 1 宅地（道路端から約 15m）。



◇ 忠海地域の玄関口として魅力あるまちなみづくり

- ・ 忠海駅から旧市街地への回遊促進に向けて、沿道の景観づくり、建築物等の形態や色彩のルールづくり、内堀公園等における居心地のよい空間づくりを進めます。
- ・ 社寺仏閣の集積するエリアにおいては、歴史と文化を伝える景観を保全しながら、市内外に地域資源を発信し、来訪者の回遊促進を図ります。
- ・ 黒滝山をはじめとする展望地からの眺望景観を阻害する要因を把握し、建替・更新の際等に注意喚起を図るなど、適正な措置を講じます。

(2) 景観形成基準及び届出対象行為の検討

○景観形成基準

忠海市街地周辺地区は、「歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成」を目指しています。そこで、景観計画区域全域における基準をもとに地区の特徴を生かした景観づくりを進めるため、生活と伝統が融合した景観の保全と魅力ある景観の創出に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準																																					
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史あるまちなみと人々の生活が作り出す景観の保全に配慮した落ち着いた景観形成及び地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出に努める。</li> </ul>																																					
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 黒滝山を見上げる眺望および黒滝山から見下ろす眺望を阻害しないよう、建築物の規模等に配慮する。</li> <li>・ 建築物の高さは原則 10m 以下とし、周辺に圧迫感を与えない形態とする。</li> </ul>																																					
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築設備等は、道路から見えない場所に設置すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。</li> <li>・ 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</li> </ul>																																					
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する。</li> <li>・ 周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色として示す。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基調色</td> <td>R, YR, Y 系</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推奨色</td> <td>R, YR, Y 系</td> <td>—</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">強調色</td> <td>R, YR 系</td> <td>—</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y 系</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推奨色</td> <td>R, YR, Y 系</td> <td>—</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の度合いは 1 以上 10 以下とする。</p>				項目	色相	明度	彩度	基調色	R, YR, Y 系	—	4 以下	その他	—	2 以下	推奨色	R, YR, Y 系	—	2 以下	その他	—	1 以下	強調色	R, YR 系	—	6 以下	Y 系	—	4 以下	その他	—	2 以下	推奨色	R, YR, Y 系	—	2 以下	その他	—
項目	色相	明度	彩度																																				
基調色	R, YR, Y 系	—	4 以下																																				
	その他	—	2 以下																																				
推奨色	R, YR, Y 系	—	2 以下																																				
	その他	—	1 以下																																				
強調色	R, YR 系	—	6 以下																																				
	Y 系	—	4 以下																																				
	その他	—	2 以下																																				
推奨色	R, YR, Y 系	—	2 以下																																				
	その他	—	1 以下																																				
工作物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告物は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。</li> <li>・ 地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止とする。</li> </ul>																																					

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

○届出対象行為

地区内の建築活動の実態を把握し、不適切な建築行為を実施する場合に勧告等の措置をとれるよう、建築行為に対して規模を限定せず届出が必要なものとする。工作物、その他行為については景観計画区域全域の届出対象行為に準拠する。

行為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更	・ 規模を限定しない。

※工作物、その他行為については景観計画区域の届出対象行為に準拠すること。

○色彩基準

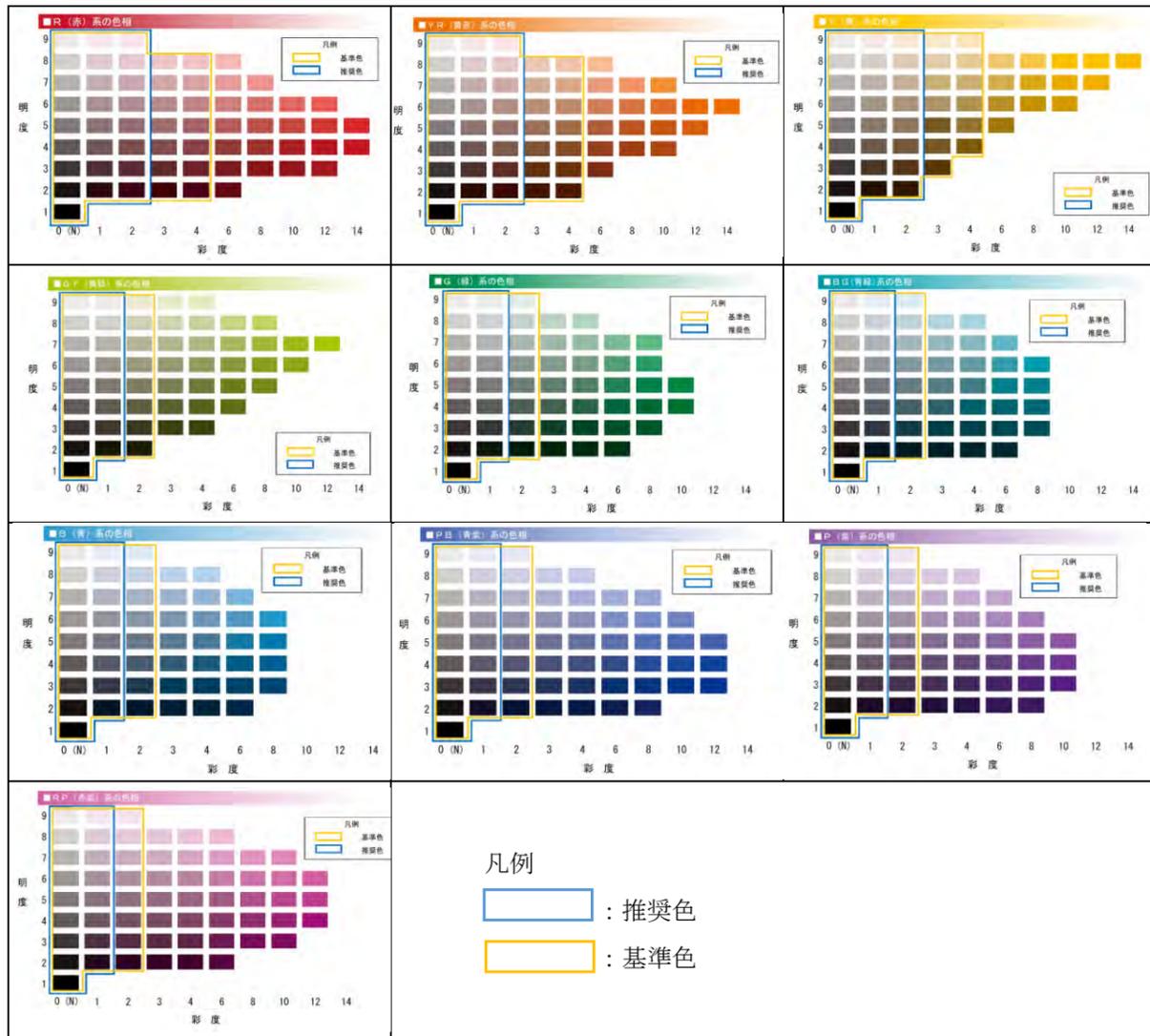
■基調色

＜既存建築物の色彩＞

既存建築物の基調色は赤・黄赤・黄系統が特に多くなっており、明度は2～9、彩度は4以下が中心となっている。その他の色相では緑黄・青・紫青系統が多く、明度は3～9、彩度は2以下となっている。

＜色彩基準の設定＞

- 忠海市街地周辺地区は、古い町家や神社仏閣などの歴史的な資源が多く点在しており、落ち着いた景観を形成している。引き続き、これらの落ち着いた景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として赤・黄赤・黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色（使用可能な範囲）として設定する。
- 明度は、地区の落ち着いたイメージに合った色彩を使用できるよう基準を設定しない。
- 本地区の歴史的な景観の維持と魅力ある景観の創出のため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定する。



凡例  
   : 推奨色  
   : 基準色

■強調色

＜既存建築物の色彩＞

既存建築物の強調色は基調色同様、赤・黄赤・黄系統の色相が多く使われており、明度は2～9、彩度は6以下が中心となっている。その他の色相では明度は4～9、彩度は2以下となっている。

＜色彩基準の設定＞

- 強調色は外壁の一部にとどまるとともに、建築物にメリハリをもたせる効果があり、既存建築物等に多く使われている色彩を基本として赤・黄赤系統は彩度6以下、黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色として設定する。
- 明度は、地区の落ち着いたイメージに合った色彩を使用できるよう基準を設定しない。
- 推奨色は、基調色同様、落ち着いた景観を維持していくため低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定する。

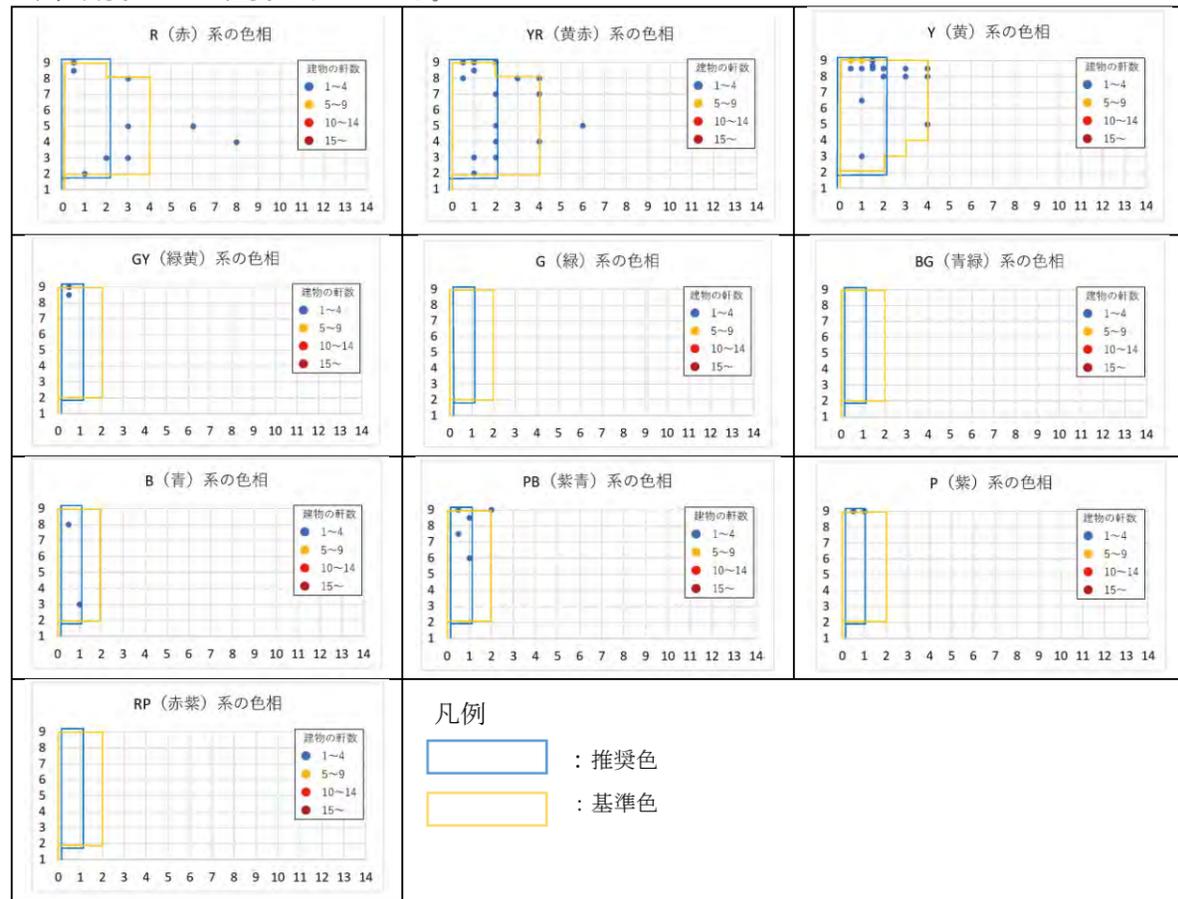


凡例  
   : 推奨色  
   : 基準色

【参考】忠海市街地周辺地区 既存建築物の色彩

■基調色

既存建築物の基調色として使用されている色相は赤・黄赤・黄系統が多くなっており、彩度は4以下、明度は2～9が中心となっている。その他の色相では緑黄・青・紫青系統が多く、彩度は2以下、明度は3～9程度となっている。



■強調色

既存建築物の強調色は、赤・黄赤・黄系統の色相が多く使われており、彩度は6以下、明度については2～9が中心となっている。その他の色相では彩度は2以下、明度は4～9となっている。

